

令和 8 年度  
日野町家庭的保育事業等 募集要項  
(令和 9 年 4 月開所)

令和 8 年 2 月  
日野町子ども支援課

## 1. 募集概要

日野町では、乳幼児の待機児童対策および保育サービスの拡大を目的として、町内に低年齢児限定の家庭的保育事業所等を新たに整備するため、運営事業者を募集します。

今回募集を行う家庭的保育事業所等は「小規模保育事業：A型」となります。

### 小規模保育事業

小規模保育事業とは、利用定員6人以上19人以下で、保育を必要とする0歳から2歳児の子どもを保育する事業で比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものです。

#### 【参考】

- ・ A型（保育園に近い類型。定員19人以下）
- ・ B型（A型とC型の中間的類型）
- ・ C型（家庭的保育事業に近い類型。定員6人から10人まで）

## 2. 募集内容等

### （1）募集施設の類型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、類型は日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）に規定する小規模保育事業（A型）とする。

### （2）施設規模

認可定員および利用定員は、19人以下とし、保育対象は、3歳児未満（0歳児から2歳児まで）とすること（定員構成は0歳児≤1歳児≤2歳児とする）。

なお、最終的な定員構成については、町の指示に従うこと。

### （3）対象地域

日野町内全域を対象とする。

### （4）募集地域および施設数

募集地域	施設数
日野町大字深山口431番地地先（現：南比都佐幼稚園舎付近） ※施設用地は賃貸借を予定している。	1箇所

### （5）開設時期

令和9年4月1日に開設すること。

### （6）開所日および時間

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12月29日～翌年1月3日）以外は原則開所すること。

開所時間は7時30分から18時30分までとする。※早朝保育、延長保育の実施を推奨します。

(7) 給食・・・自園給食を原則とします。

### 3. 施設設備に関する条件

- (1) 事業者自らが所有または貸借する物件において設置整備・運営を行うこと。
- (2) 施設整備にあたっては、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 15 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）、児童福祉法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 整備する建物は、次のアおよびイを満たすこと。
  - ア 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
  - イ 建築基準法における耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題ないことが確認された建物であること。
- (4) 既存施設を改修して床面積が 200 m<sup>2</sup>を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。事前に日野町建設計画課に用途変更が可能であるか図面を持参して確認をすること。
- (5) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）、調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。）、幼児専用便所、手洗用設備（便所手洗設備とは別）および沐浴設備を設けるとともに以下の基準を満たしていること。

区分	要件
乳児室または ほふく室	面積は 2 歳児未満 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上とし、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）を確保すること。
保育室または遊戯室	面積は 2 歳児以上 1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上とし、保育に有効な面積を確保すること。
屋外遊戯場	面積は 2 歳児以上 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上とし、児童が実際に遊戯できる面積を確保すること。ただし、敷地内に適当な遊戯場を確保することが困難な場合は、付近にそれに代わるべき公園、広場等があること。
調理設備	調理を行うスペースには、児童が保育室等から簡単に立ち入ることがないよう、保育室等と区画されていること。調理設備は定員に見合う設備を有すること。設置にあたっては、事前に滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）と協議すること。
医務室	設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。
便所、沐浴設備	便所には保育室等用とは別にトイレ専用の手洗い設備が設けられている

	とともに、保育室等および調理スペースと区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。
--	--

(6) 原則、保育室等は1階に設置されていること。やむを得ず保育室等を2階に設ける建物は、次のアからウまでの要件に該当するものであること。

ア. 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ. 次の表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が1以上設けられていること。

区分	施設または設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ. 保育室等その他児童が出入りし、または通行する場所に、児童の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 保育室等から避難する経路が2方向以上確保されていること。また災害時や不審者対策のため、滋賀県警への通報装置（県警ホットライン）、防犯カメラ、出入口への電子錠、消火器、誘導灯などの対策を行うこと。

(8) 消防法の規定に基づき、非常警報器具（警鐘・携帯用拡声器・手動式サイレン）または非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン・放送設備）を設けること。施設の状況によって設置が不要の場合もあるので、事前に東近江行政組合日野消防署予防課に図面を持参して確認すること。

(9) 児童の保健衛生上必要な採光および換気等に十分に配慮された建物であること。

(10) 開設時期に間に合うよう工事完成時期は開設準備期間を考慮して設定すること。

(11) 保育の安全を確保するため、施設出入口、屋外遊技場、保育室等の状況を確認できるようカメラの設置に努めること。

#### 4. 応募方法

(1) 募集期間 令和8年2月13日（金）から令和8年3月6日（金）まで

(2) 受付場所 日野町役場 1階 子ども支援課

(3) 受付時間 月曜日から金曜日までの9時00分から17時00分まで（祝日除く）

(4) 提出書類 事前申請書（別紙一覧のとおり）および添付書類

※申請者が法人でなく書類が揃わない場合は、各書類に相当するものをご提出ください。

※書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間要する場合がありますので、事前に連絡をお願いします。なお、提出書類に不足がある場合は、受付できません。

※募集期間中の書類差替えは可能としますが、募集期間終了後については、原則、書類差替え等は不可とします。

(5) 質問期間 令和8年2月24日（火）まで

質問は別紙様式を使用し、電子メールまたはFAXでお問合せください。

## 5. 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなったり場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 主体

実施主体は問いません。

法人の設立見込での応募も可とするが、開園に支障のない日までに法人設立に関する所定の手続きを完了できること。また、申請時においては法人設立予定である旨を明記すること。

(2) 運営実績

事業主または施設の長が、子どもの保育または幼児教育に関する事業に従事した実績があること。

(3) 財政状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財政内容が適当であり、次の要件を満たすこと。

【法人】

①直近3年間の会計年度において、2期連続して損失を計上していないこと。

②直近3年間の会計年度において、いずれかの年度も債務超過ではないこと。

【法人以外】

①事業主が資本金として、家庭的保育事業所等を運営するための6ヵ月分の人件費を預貯金として保有していること。

②事業主が過去において国税および地方税の滞納がないこと。

(4) その他

応募者は、次の事項を全て満たすこと。

①施設を利用する保護者は基より、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

②家庭的保育事業等を実施するために必要な経営基盤を有していること。

③町の保育理念を十分理解し、町の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

④本募集要項にて提示する条件を遵守できること。

## 6. 施設および運営の基準

募集する家庭的保育事業所等は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 2 項の規定、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）および家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に基づき、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日野町条例第 15 号）の基準を満たすものとします。ただし、上記の通知以降に発出された国、県ならびに町の基準により見直しとなった場合は、その施行日から変更するものとします。

### （1）保育所等との連携

家庭的保育事業者は、連携協力をを行う保育園、幼稚園または認定こども園（以下、「連携施設」という。）を確保しなければならない。ただし、連携施設は必要に応じて、嘱託医による健康診断等に関する支援、屋外遊戯場の利用に関する支援、合同保育に関する支援、乳幼児の保育相談に関する支援、卒園後の児童受入枠の設定などをを行うものとする。

### （2）開設時間

月曜日から土曜日まで（1日 11 時間とする）

### （3）休園日

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

### （4）食事

利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行うこと（自園調理）。他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、調理設備または調理室を兼ねている社会福祉施設等の調理室において調理する方法も含む。

また、同一系列の法人が運営する施設等からの搬入を行うこともできるが、家庭的保育事業所等において必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。搬入施設は、同一の法人または関連法人が運営する家庭的保育事業所等もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等とする。

### （5）職員の体制（職員数・職員の資格）

①小規模保育事業 A 型：保育所の設置基準（※）に 1 名を追加した職員数全員が保育士資格を有する者

②共通事項

保育士のほかに嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合と搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。

※保育士の配置基準 0歳児：3人に対し1名の保育士資格を有する者

1、2歳児：6人に対し1名の保育士資格を有する者

#### (6) 建物の要件

①実施時期に家庭的保育事業等の実施が可能な建物であること。

②保育室の広さ（小規模保育事業A型）

・0、1歳児：1人当たり $3.3\text{ m}^2$

・2歳児：1人当たり $1.98\text{ m}^2$ の広さを確保する。

※保育所の基準

・0、1歳児：乳児室：1人当たり $1.65\text{ m}^2$  ほふく室：1人当たり $3.3\text{ m}^2$

・2歳以上：保育室等：1人当たり $1.98\text{ m}^2$

③屋外遊戯室の広さ

敷地内に2歳児以上の子ども1人につき $3.3\text{ m}^2$ 以上の屋外遊戯室を確保すること（近隣の公園等の代替地も可）。

#### (7) 設備・構造の要件

①保育室または遊戯室には保育に必要な用具を備えること。

②敷地外に出ることができる2方向の避難経路が確保されていることなど、安全が担保される土地に建築された建物であること。

③原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物であること。

ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、I s 値が0.7以上かつq値が1.0以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は対象とする。

④敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自動車駐車場、ベビーカー置場を設けること。なお、敷地内に自動車駐車場の確保が困難な場合は、送迎時の児童の安全面に配慮した上で近接地に設けること。

⑤敷地内に給食の食材搬入や、緊急時に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。

⑥保育室を2階以上に設ける場合は、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）に定めるところに従うこと。

⑦賃貸借契約等により貸与される建物である場合、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額であること。※応募（本申請）時点で契約を締結していない場合

は、貸主との間で選定後に締結することの合意を書面により得ること。

- ⑧自己所有の土地、建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。
- ⑨建築確認書および検査済証等の提出が可能であること。（自社建築の場合）
- ⑩建物所有者が国税および地方税を滞納していないこと。
- ⑪児童福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法および日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 15 号）等の関連法令に定めるところに従うこと。
- ⑫改修費等補助を活用した場合、施設の耐用年数を超過する前に家庭的保育事業等を廃止または設備を除去した場合は、改修費等補助の一部を返還する可能性があることに留意すること。
- ⑬調理室・調乳室の構造設備については、図面を確定する前にあらかじめ東近江保健所に相談し、その指導等に従うこと。

#### （8）保育内容

保育は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に沿って行うこと。

#### （9）衛生管理

- ①子どもの使用する設備、食器等飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。
- ②感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- ③必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。
- ④保育に従事する職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うこと。

#### （10）健康診断

利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断および少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行うこと。職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払うこと。

#### （11）安全対策と事故防止

安全かつ適切に保育を提供するため、防災防犯計画・事故防止対応・虐待対策マニュアルを作成し、事故を防止するための体制を整備すること。また、傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

#### （12）会計処理

- ①家庭的保育事業等専用の独立した口座を設け、その他事業の会計と区分すること。

と。

- ②収支計算書または損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- ③企業会計の基準による会計処理を行っている者は、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産および流動負債のみを記載）、借入金明細書および基本財産およびその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

（13）苦情処理

苦情を受け付ける窓口を設けるなどの措置をとること。（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）

（14）個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。

（15）地域住民への説明

家庭的保育事業等の設備・運営に伴う近隣対応は事業者の責任において行うこと。設備と運営を円滑に行うため、設備予定地の近隣住民等（隣接住民、町内会等）の関係者等には以下の通りの対応すること。

①申請段階

整備予定地を決定した際には日野町子ども支援課に相談の上、地元自治会等、建物土地所有者および近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、事業の説明を行うよう努めること。

②内定（内示）後

内定事業者として選定された後、速やかに地元自治会等、近隣住民の方々に設備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても設備計画や運営等について説明すること。

③工事説明

工事計画等があれば確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

④その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望に配慮し、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本町から指示があった場合は、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

（16）人材確保・育成

①社会福祉事業における経験が豊富で、マネジメント能力の高い施設長候補者を

確保すること。

②職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画を立てられていること。

(17) 事業の持続性

園児に対する安定的・持続的な保育サービスの提供という視点から、経営状況等の悪化等により、運営開始後に保育サービスの提供が困難になった場合の具体的な対策を講じていること。

(18) 関係法令の遵守

①家庭的保育事業所の整備・運営にあたり、次の法令および条例、関係規程の基準を満たすこと。

ア 児童福祉法および関係法令

イ 子ども・子育て支援法および関係法令

ウ 日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）

エ 建築基準法、都市計画法および関係法令

オ 消防法および関係法令

②設計する場合には、確定する前に予め所轄の消防署に相談し、その指導に従うこと。

(19) その他の注意事項

①保護者会等の設置を妨げないこと。

②事業開始時には運営規程を定め、重要事項説明書に記載し、あらかじめ保護者に説明を行い文書による同意を得ること。

7. 認可までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8年 2月 13日	募集開始
令和 8年 2月 24日	質問締め切り
令和 8年 3月 6日	申込締め切り
令和 8年 3月 24日	書類審査、現地調査（プロポーザル）
令和 8年 3月 31日	選定委員会により事業者の決定 事業者へ内定（内示）
令和 8年 4月	本申請
令和 8年 6月上旬予定	認可・確認
令和 9年 4月 1日	開所
※上記スケジュールは予定であり、変更する場合があります。	

(1) 事業者の審査および選定

家庭的保育事業運営事業者の選定にあたっては、「日野町家庭的保育事業等設置・運営事業者選定委員会」に基づき設置する選定委員会の審査によって選定します。

なお、選定委員会において、事業者からのプレゼンテーションの場を設ける場合があります、その場合、当方から事前連絡をしますので、ご準備をお願いします。

また、上記の審査結果を基に、日野町子ども子育て会議で利用定員の意見徴収を行った後、町長が認可します。

事業者として決定された者が令和8年度（2026年度）中に辞退した場合、次点者（選定委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を繰り上げて事業者に決定することがあります。また、応募のない場合および事業者が決定しなかった場合には、再度公募を行う場合があります。

設置・運営事業者の決定は、令和8年6月頃を予定しており、選考結果は文書で通知します。電話等による問い合わせには応じられません。

審査事項	審査基準
1. 事業計画との整合性	①事業の種類 ②事業所の位置の整備優先度 ③事業所の位置の地域における保育ニーズ
2. 事業者の適格性	①保有資金および財務状況 ②運営する保育所等
3. 設備	①児童の利用設備の設置階 ②乳児室、ほふく室、保育室および遊戯室の面積 ③屋外遊戯場の確保状況 ④調理設備の有無 ⑤通園への配慮
4. 運営	①食事の提供方法 ②保育内容の支援に係る連携施設 ③卒園後の受入れに係る連携施設 ④保育士の確保状況 ⑤延長保育の実施
5. 設置主体と事業実績	①文書指導事項の有無と改善状況
6. 総合評価	①応募動機や事業理念について ②保育内容について ③給食に関する考え方 ④施設の衛生管理や児童の健康管理の考え方 ⑤安全対策や緊急時の対応について ⑥地域住民・保護者・関係機関との連携について ⑦配置職員および育成について

	⑧事業者の経済性について ⑨施設整備計画と利便性について ⑩総合的観点からの評価
--	--

## (2) 申請書類の取扱い

事前申請および本申請時に提出された書類は返却いたしません。なお、提出された申請書類は、日野町情報公開条例（平成 11 年日野町条例第 13 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

## (3) 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は、家庭的保育事業者となることができません。

- ① 提出書類に虚偽があった場合
- ② 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 国税および地方税を滞納している場合
- ⑤ 過去 2 年間に実施された、申請事業者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設および申請事業者本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令および通知等（以下「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査または調査等（以下「監査」という。）（過去 2 年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施期間から受けた指示、勧告または命令に従わなかつた等の事案から、関係法令を遵守して家庭的保育事業を設置・運営することができないおそれがあると認められる場合
- ⑥ 経営状況に、家庭的保育事業の安定的な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の適用を受け、事業者に財産的能力がなくなったと認められる場合
- ⑧ 刑事事件その他の不祥事により、事業者の信用が失墜したと認められる場合
- ⑨ 申請事業者または申請事業者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が日野町暴力団排除条例（平成 23 年日野町条例第 12 号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団、暴力団員と密接な関係を有すると認められる場合（以下「暴力団等」という。）
- ⑩ 申請事業者または申請事業者の役員等が、自己、自社、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
- ⑪ 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、

または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる場合

- ⑫ 申請事業者または申請事業者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑬ その他、本要項および関係法令に違反すると認められる場合

## 8. 開設・運営にあたっての補助制度

### (1) 運営費

本事業に対しては、国が定める公定価格に基づき家庭的保育給付費を支給します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。利用者負担金は日野町が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

### (2) 開設準備経費

事業者自らが新設もしくは貸借する物件を改修して施設整備を行う場合で、当該事業が国の就学前教育・保育施設整備交付金または保育対策総合支援事業費補助金の対象事業として採択された場合は、次のとおり補助金が交付されます。ただし、本町の予算措置および国の交付決定がなされることを条件に実施するものであり、実際の補助額は今後の制度により変更となる場合があります。

- ① 施設開設時に必要な建物の新設等に対する補助で、補助額および補助基準額は就学前教育・保育施設整備交付金要綱または保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に準ずることとします。
- ② 施設整備のための補助金を申請する場合、事業者選定後に町から指示があるまでは整備事業に着手することができないので、ご留意ください。
- ③ 令和9年4月1日までに開設できない場合は、当該補助金を交付しないこととします。
- ④ その他、必要に応じて別途協議することとします。

日野町家庭的保育事業者応募申請書類一覧表（事前申請書類）

法人名・事業者名

- 提出書類はA4縦サイズで統一(図面はA3横サイズでも可)し、本申請書類一覧を表紙とし、下表の番号順にインデックスを付した仕切り紙(番号を記載)を挟みフラットファイル等に綴り提出すること。
- 提出部数は 正本1部 副本5部(副本は写しでも可とするが、全ての書類を添付すること)
- 添付した書類は必ず下表チェック欄に✓を記入すること。

番号	チェック	書類の名称
1		日野町家庭的保育事業等事業運営応募事前申請書（第1号様式）
2		誓約書（第2号様式）
3		事業計画書 要約書（第3号-1様式） 事業計画書（第3号-2様式）
4		法人の概要 ①定款 ②寄付行為 ※1 ③法人登記事項証明書の写し ※2 ④過去3年度末現在の財産目録（法令上作成が義務付けられていない法人は除く） ⑤直近3か年分の決算書 （株式会社等にあっては、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書含む。保育所を運営している法人にあっては、運営する保育所（複数ある場合は最も新しい保育所1か所）の資金収支計算書および資金収支内訳表、年度末積立預金明細書を含む）および法人税申告書の写し ※2 （注）⑤については、以下の(1)、(2)について提出すること。 (1)当該法人分 (2)重要な関係会社（議決権のある株式を50%以上取得している親会社または法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社）分
5		理事、監事、評議員および施設長関係 ①役員・評議員名簿一覧表（第4号様式） ②規定に該当しない旨の誓約書（第4号様式-4）
6		申請に係る施設等の概要調書（その1）（第5号様式-1） 申請に係る施設等の概要調書（その1）（第5号様式-2） ※施設改修前後の施設平面図を添付すること。 ①施設予定地の写真（2方向以上） ②写真を撮影した方向を示す図（任意様式） ③建築確認済証（写し） ④施設改修に係る概算見積書
7		納税証明書 ①法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（税務署にて取得）※1

		②都道府県民税および市町村民税の完納証明書（納税証明書） ③個人の場合は完納証明書（納税証明書）または非課税証明書 ※減免を受けている場合は、減免承認書
8		現在運営している施設の概要（パンフレット等でも可）
9		直近3か年の法人および施設の指導監査結果および改善報告の写し（社会福祉法人や社会福祉施設運営法人については直近3回分、学校法人については直近2回分）
10		屋外活動に関する計画書（第6号様式）公園等を屋外遊戯場として使用する場合
11		設置運営資金計画（第12号様式-1） 必要に応じて提出する書類 ①積立金目的外使用による財産を予定する場合には積立金明細書 ②独立行政法人福祉医療機構から借入を予定する場合 借入金償還計画表（第13号様式） ③寄付金による財源を予定する場合 寄付確約書（第14号様式） 預金残高証明書 ※3 所得証明書または課税証明書（最新年度分）※1 ④その他金融機関の借入による財源を予定する場合 担保となる資産の証明書（登記全部事項証明書） 借入誓約書（第15号様式） 借入金償還計画表（第13号様式） ⑤自己資金関係書類 ア. 自己資金内訳書（第16号様式） イ. 銀行等の残高証明書 ※3

※1 申請日から3か月以内に発行された原本を添付すること。

※2 写しに代表者による原本照合を行ったものを添付すること。

※3 申請日から1か月以内に発行された原本を添付すること。